

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、エネルギー・資源・素材における創造と革新を通じて、持続可能な経済・社会の発展に貢献することが当社グループ（JXグループ）に課せられた使命であると自覚し、また、あらゆる事業活動において公正で責任ある企業行動を実践しつつ、企業価値の最大化を図ることが重要であると認識しております。

当社においては、グループ一体となった成長戦略の展開と環境変化に即応した事業遂行のために、迅速かつ機動的な意思決定と業務執行を推進することに加えて、すべてのステークホルダーからの信頼と負託にお応えすべく、経営の健全性と透明性の確保に努めることをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方といたします。

このような考え方の下、当社は、持株会社として、中長期のグループ戦略の策定とこれを実現するための経営資源の戦略的な配分及びリスク管理に注力するとともに、当社の下に、石油を中心とする「エネルギー」、「石油・天然ガス開発」及び「金属」の各中核事業会社を置き、これらの中核事業会社がグループの各事業を担っております。

また、当社は、コーポレート・ガバナンスに関し、次の体制を構築しております。

(1)取締役の任期は1年とし、毎年、株主総会において信任を受ける。

(2)高い見識と豊富な経験を有する社外取締役を選任し、経営に対する客観的観点からの監督を強化する。

(3)常勤取締役、社外取締役に加えて、中核事業会社の社長ほかを当社の取締役とし、当社取締役会においてグループ一体となった事業戦略を審議・決定する。

(4)監査役の総数の過半数を高い見識と豊富な経験を有する社外監査役とすることで、会社法制の下においてその権限が強化・拡充されてきた監査役（会）によって、取締役の職務執行の監査の実効性を確保する。

(5)取締役会の諮問機関として、社外取締役2名と代表取締役2名で構成する「報酬諮問委員会」を設置し、取締役及び執行役員報酬等にかかる決定プロセスの透明性・客観性を担保する。

(6)取締役会の授権に基づき社長が業務を執行するにあたり、社長決裁事項の協議機関として、常勤取締役、中核事業会社の社長等から構成する経営会議を設置し、慎重な審議の上、適正かつ迅速な意思決定を行う。

(7)業務執行の適正の確保を図るため、社長の諮問機関として、経営会議と同一のメンバーで構成する「内部統制会議」を設置し、自律的な自己管理体制の整備及びその運用状況にかかる確認・総括を行う。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 **更新** 20%以上30%未満

【大株主の状況】 **更新**

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	133,670,000	5.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	131,345,500	5.26
株式会社みずほ銀行	76,141,628	3.05
株式会社三井住友銀行	65,398,360	2.62
三菱商事株式会社	48,615,792	1.95
株式会社三菱東京UFJ銀行	38,920,444	1.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	34,018,700	1.36
国際石油開発帝石株式会社	33,264,732	1.33
THE BANK OF NEW YORK MELLON SA/NV 10	31,629,774	1.27
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	30,118,895	1.21

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明 **更新**

1. 株式会社みずほ銀行及び共同保有者3社から平成26年5月22日付で提出された変更報告書の写しにより、平成26年5月15日(報告義務発生日)現在で、下表のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における株式会社みずほ銀行以外の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数	割合(%)
株式会社みずほ銀行	76,141,628	3.05
みずほ証券株式会社	7,164,300	0.29

みずほ信託銀行株式会社	52,650,360	2.11
みずほ投信投資顧問株式会社	7,239,700	0.29
計	143,195,988	5.74

2. 株式会社三菱東京UFJ銀行及び共同保有者4社の代理人である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから平成25年4月15日付で提出された変更報告書の写しにより、平成25年4月8日(報告義務発生日)現在で、下表のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における株式会社三菱東京UFJ銀行以外の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	38,920,444	1.56
三菱UFJ信託銀行株式会社	92,685,805	3.71
三菱UFJ投信株式会社	9,349,200	0.37
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	2,846,601	0.11
エム・ユー投資顧問株式会社	3,296,600	0.13
計	147,098,650	5.89

3. 三井住友信託銀行株式会社及び共同保有者2社から平成25年4月19日付で提出された変更報告書の写しにより、平成25年4月15日(報告義務発生日)現在で、下表のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	所有株式数	割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	109,208,660	4.38
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	5,109,800	0.20
日興アセットマネジメント株式会社	22,161,980	0.89
計	136,480,440	5.47

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	石油・石炭製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場会社である株式会社NIPPO(※1)及び東邦チタニウム株式会社(※2)の親会社であります。当社は、これら子会社の独立性・自主性を尊重する立場をとっております。

※1 株式会社NIPPOは、道路工事、舗装工事等の土木工事を主な事業としており、その株式を東京及び札幌の両証券取引所に上場しております。なお、当社の同社に対する議決権比率は57.1%であります。

※2 東邦チタニウム株式会社は、チタン事業を主な事業としており、その株式を東京証券取引所に上場しております。なお、当社の同社に対する議決権比率は50.4%であります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 20名

定款上の取締役の任期 1年

取締役会の議長 会長(社長を兼任している場合を除く)

取締役の人数 14名

社外取締役の選任状況 選任している

社外取締役の人数 4名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 4名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小宮山 宏	学者								△		△	
大田 弘子	学者											
大塚 陸毅	他の会社の出身者								△			
近藤 誠一	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小宮山 宏	○	平成26年度において、当社の中核事業会社は、小宮山宏氏が平成21年3月まで総長に就任していた東京大学との共同研究に伴う経費負担等を行ったほか、同大学に対して教育・研究振興のための寄付を行った。 しかしながら、これらの合計金額は、当社の連結売上高及び同大学の平成23年度から平成25年度までの平均年間収入額(経常収益)と比べて僅少(0.1%未満)である。	小宮山宏氏は、化学システム工学、機能性材料化学及び地球環境工学を専門とし、東京大学において長く教育・研究に携わり、また、同大学の総長を務めるなど、高度の専門的知識と大学経営における豊富な経験を有していることから、当社の経営に対して指導・助言を行うことができ、併せて、独立した客観的な観点から、経営の監督を行うことができると判断したため。 また、同氏は、当社の独立役員の独立性判断基準(「その他独立役員に関する事項」欄をご参照)を満たしていることから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断している。
			大田弘子氏は、公共経済学及び経済政策を

当社は、次の要件を満たす社外役員(社外取締役および社外監査役)を、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員(独立社外取締役および独立社外監査役)と判断する。

- 社外役員が、現在および直近の過去3年間において、次に該当する者でないこと
 - 当社の主要な顧客(注1)またはその業務執行者
(注1)直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該顧客に対する当社および中核事業会社の売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える顧客とする。
 - 当社を主要な顧客とする事業者(注2)またはその業務執行者
(注2)直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および中核事業会社に対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者とする。
 - 当社の主要な借入先(注3)またはその業務執行者
(注3)直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの連結ベースでの借入額が当社連結総資産の2%を超える借入先とする。
 - 当社から役員報酬以外に多額の報酬を得ている法律専門家、公認会計士またはコンサルタント(注4)(当該報酬を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当該団体に所属する法律専門家、公認会計士またはコンサルタント)
(注4)直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および中核事業会社からの報酬の合計額が1,000万円を超える者とする。
 - 当社の会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 - 当社から多額の寄付を得ている者(注5)(当該寄付を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当該団体の業務を運営する者)
(注5)直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社および中核事業会社からの寄付金の合計額が当該寄付先の収入総額の2%を超える寄付先とする。
 - 当社の大株主(注6)またはその業務執行者
(注6)当社の議決権総数の10%以上の議決権を有する者とする。
- 社外役員の子孫等以内の親族が、現在および直近の過去3年間において、次に該当する者でないこと(重要でない者を除く。)
 - 当社または当社子会社の業務執行者
 - 上記1. (1)~(7)に該当する者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬等については、役割に応じて毎月支給される定額報酬と連結経常利益に応じてその額が変動する賞与の二種類で構成しており、当該事業年度の会社業績を反映する体系としております。当該報酬等の決定方針については、報酬諮問委員会(社外取締役2名、代表取締役2名)で構成。議長は社外取締役)の審議・答申を経て、取締役会の決議によって決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書及び事業報告において、役員区分ごとの報酬等の総額を記載しております。

平成26年度にかかる当社の役員と報酬等の内容は以下のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く)	13名	総額234百万円
監査役(社外監査役を除く)	3名	総額72百万円
社外役員	10名	総額86百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の
有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

- ア. 取締役及び監査役の報酬等の限度額は、平成23年6月27日開催の第1回定時株主総会において、次のとおり決議されております。
- 取締役の報酬等の額は、1事業年度につき11億円以内(うち社外取締役分2億円以内)とする。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与を含まないこととする。
 - 監査役の報酬等の額は、1事業年度につき2億円以内とする。
- イ. 取締役の報酬等は、次に記載する方針に基づき、上記ア. a.の範囲内で支給しております。また、監査役の報酬等は、その職務の独立性という観点から定額報酬とし、各監査役の協議に基づき、上記ア. b.の範囲内で支給しております。

＜取締役の報酬等の算定方法にかかる決定に関する方針＞

取締役の報酬等については、役割に応じて毎月支給される定額報酬と連結経常利益に応じてその額が変動する賞与の二種類で構成しており、当該事業年度の会社業績を反映する体系としております。当該報酬等の決定方針については、報酬諮問委員会（社外取締役2名、代表取締役2名）で構成。議長は社外取締役の審議・答申を経て、取締役会の決議によって決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会付議事項の審議の充実に資するため、取締役会の開催にあたり、社外取締役及び社外監査役に対して、取締役会事務局である法務部から付議事項の事前説明を行うこととしております。

また、社外監査役を含む全監査役による監査機能充実のため、執行部門から指揮命令系統(人事評価を含む)を明確に独立させた「監査役事務室」を置くとともに、専任スタッフ(7名)を配置し、監査役の職務を補助させております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

＜業務執行＞

取締役会においては、法令・定款に定める事項のほか、「取締役会規則」及び「取締役会付議基準」に定める事項について、決議又は報告することとし、また、取締役会における意思決定に基づいて業務を執行する機関として、執行役員を置いております。

取締役会決議事項は原則として事前に社長決裁を経ることとしており、社長決裁にあたっての協議機関として経営会議を設置し、定期的に、また、必要に応じ随時、開催しています。これにより、当社及び中核事業会社の経営陣による集団的な検討・討議を経て、適正かつ効率的な意思決定を行います。

＜監査・監督＞

高い見識と豊富な経験を有する4名(うち、女性1名)の社外取締役を選任し、独立した客観的な観点から経営に対する監督を強化するとともに、監査役の総数(5名)の過半数(3名うち、女性1名)を高い見識と豊富な経験を有する社外監査役とすることで、会社法制の下においてその権限が強化・拡充されてきた監査役(会)によって、取締役の職務執行の監査の実効性を確保する体制を築いております。

＜社外取締役の担う役割＞

社外取締役は、その高い見識と豊富な経験を基に、当社の経営に対して指導・助言を行うとともに、独立した客観的な観点から、経営に対する監督を行う役割を担います。

＜報酬諮問委員会＞

取締役及び執行役員の報酬等にかかる決定プロセスの透明性・客観性を担保するため、取締役会の諮問機関として、「報酬諮問委員会」を設置しております。報酬諮問委員会は、社外取締役2名及び代表取締役2名で構成され、社外取締役のうち1名を議長としております。報酬諮問委員会では、取締役及び執行役員の報酬等の決定方針その他報酬等に関する事項が審議され、その結果は取締役会に答申されます。

＜内部統制委員会＞

内部統制会議議長の諮問・実務補助機関として、「内部統制委員会」を設置しております。内部統制委員会は、当社の法務部管掌役員を委員長、内部統制活動の関係各部長を委員としております。内部統制委員会では、各部門にかかる内部統制活動について、基本方針の達成状況、モニタリング結果に不備があった場合の対応指示・勧告、基本方針の見直し等に関する事項が審議され、その結果は内部統制会議に答申されません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

前記「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」中の1.「基本的な考え方」に記載のとおりであります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日から中3週間前の日までに発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	6月25日に定時株主総会を開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットおよび株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」による議決権行使を可能にしております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しておりません。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を自社及び東京証券取引所のホームページ並びに議決権電子行使プラットフォームに掲載しております。
その他	株主総会招集通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、招集通知発送前の5月22日に自社ホームページに開示しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページの株主・投資家情報ページにおいて、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	国内主要各都市において、個人投資家向けセミナーを実施しております。主な説明者はIR担当役員又はIR担当者ですが、社長による説明会も実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期ごとに決算説明会を実施しており、社長又はIR担当役員が説明を行っております。また、定期的な主要投資家訪問やカンファレンス等を通じて、社長又はIR担当役員等による個別ミーティングを実施しております。その他、製油所、製錬所等の事業所説明会も年に2回程度行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的な主要投資家訪問やカンファレンス等を通じて、会長、社長又はIR担当役員等による個別ミーティングを実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料室と題したページを設け、決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書・四半期報告書、株主通信、アニュアルレポート、その他の機関投資家・個人投資家向け説明会で使用したプレゼンテーション資料を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	財務IR部IRグループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明
<p>当社は、「JXグループ経営理念」及び「JXグループCSR規程」を定め、役員・従業員の一人ひとりが「JXグループ経営理念」を誠実に実践することを通じて社会に対する責任を着実に果たし、ステークホルダーから信頼される企業グループの確立を目指しております。</p> <p>「JXグループ経営理念」 【JXグループスローガン】 エネルギー・資源・素材のX(みらい)を。</p> <p>【JXグループ理念】</p>

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

JXグループは、エネルギー・資源・素材における創造と革新を通じて、持続可能な経済・社会の発展に貢献します。

【JXグループ行動指針】

わたしたちは、グループ理念を実現するために、EARTH-5つの価値観に基づいて行動します。

Ethics 高い倫理観

Advanced ideas 新しい発想

Relationship with society 社会との共生

Trustworthy products/services 信頼の商品・サービス

Harmony with the environment 地球環境との調和

当社及びJXグループ各社は、「JXグループ経営理念」の下、その実現に向けた日々の事業活動、環境保全活動及びCSR活動を次のとおり実施しております。

【エネルギー事業】

- ・製油所、製造所等の安全・安定操業の徹底
- ・震災時給油可能サービスステーションの展開
- ・環境配慮型商品・サービスの開発・販売

【石油・天然ガス開発事業】

- ・オペレーター事業を中心とした安全操業と安定生産
- ・事業展開・地域における教育支援等の社会貢献活動
- ・ランドン油田におけるCDM(クリーン開発メカニズム)等の温室効果ガス排出量削減活動

【金属事業】

- ・鉱山、製錬所、工場等における安全・安定操業の徹底
- ・非鉄金属資源の効率的な採掘・製錬・加工・リサイクル
- ・低濃度PCB廃棄物、アスベスト廃棄物等の無害化処理事業の展開

【その他】

- ・スポーツを通じた次世代の育成支援及び文化の振興
- ・創作童話集の発行・寄贈、奨学助成金の寄付を行うJX-ENEOS童話賞
- ・地域に密着した環境保全活動・ボランティア活動

なお、CSRに関する取組みの最新の状況につきましては、当社ホームページ(<http://www.hd.jx-group.co.jp/csr/>)にこれを掲載しているほか、CSRレポートを刊行いたします。

環境保全活動、CSR活動等の実施

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、ディスクロージャーポリシーを定め、迅速、適正かつ公平な情報開示に努めております。なお、ディスクロージャーポリシーにつきましては、当社ホームページ(<http://www.hd.jx-group.co.jp/disclosure/>)に掲載しております。

また、当社は、「インサイダー取引防止規程」を定め、当社及び中核事業会社にかかる重要事実が決定され、又は発生したときは、遅滞なくこれを公表することとしております。

更に、当社は、「危機・緊急事態対応規程」を定め、経営に影響を及ぼす危機・緊急事態が発生した場合の情報の取扱いについて、「情報の隠蔽・加工」、「不確実な情報の開示」、「不平等な情報の開示」及び「情報提供者に対する不利益」を禁じ、「透明性のある円滑なコミュニケーション」を行うことを基本姿勢としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「エネルギー・資源・素材における創造と革新を通じて、持続可能な経済・社会の発展に貢献します。」との「JXグループ理念」、ならびに、「高い倫理観、新しい発想、社会との共生、信頼の商品・サービス、地球環境との調和」を掲げる「JXグループ行動指針」の下、以下の基本方針に基づいて、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備し、これを運用する。

当社は、内部統制システムの運用に当たり、これをJXグループ全社横断的にかつ実効性ある形で実施するため、JXグループ内部統制会議およびJXグループ内部統制委員会を設置し、運用状況の定期的モニタリングを行い、不断の改善に努めるものとする。

1. 取締役および使用人(従業員)の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1)国内外を問わず、公正な企業活動を展開し、JXグループに対する社会的信頼を向上させるべく、コンプライアンスを徹底するための規程類を整備・運用し、職務上のあらゆる場面において、法令、定款および規程類を遵守する。

(2)コンプライアンスを徹底するための委員会等の組織体制を整備・運用するとともに、定期的にJXグループの法令遵守状況の点検活動を行い、点検結果に対応した適正な措置を講ずる。

(3)法令違反行為の早期発見および早期是正を図るとともに、法令違反行為の通報者を適切に保護するために、弁護士と連携した内部通報制度を整備・運用する。

(4)取締役会の適正な運営を図るため、「取締役会規則」を制定の上、これに基づき、取締役会を原則として毎月1回開催し、十分な審議を経て重要な業務執行を決定するとともに、取締役から適切に職務の執行状況につき報告を受ける。

(5)社外取締役および社外監査役が取締役会に出席して審議に加わることにより、業務執行の決定における客観性の確保および妥当性の一層の向上を図る。

(6)内部監査を担う監査部を設置し、各部門から独立した監査を実施する。

(7)財務報告の信頼性を確保するための内部統制体制を整備・運用するとともに、毎年、その有効性を評価し、必要な是正を行う。

(8)反社会的勢力との関係を遮断するため、JXグループ全体の基本方針を定め、これに基づき、JXグループ各社において業務実態に応じた規程類を整備・運用し、その遵守を徹底する。

2. 取締役および使用人(従業員)の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(1)職務の執行は原則として文書によることとし、文書の作成、管理等に関する規程類を整備・運用する。

(2)法令に基づき取締役会議事録を適正に作成し、また、各職制の決裁書類について、その作成、回付、保存等に関する規程類を整備・運用する。

(3)会社情報の不正な使用・開示・漏洩を防止し、機密情報および個人情報を適切に取り扱うための規程類を整備・運用する。また、社内研修等の機会を通じ、従業員に対して、その遵守を徹底する。

(4)会社法、金融商品取引法および証券取引所の適時開示規則に基づき、事業報告、計算書類、有価証券報告書等を適正に作成するとともに、会社情報の適時適切な開示を行う。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)取締役会および経営会議において、多額の投資等の重要案件を付議するに当たっては、想定されるリスクを抽出の上、当該リスクへの対処方針を明確にする。また、必要に応じ、法務、会計、税務等の外部アドバイザーを起用して、その意見を徴することとする。

(2)経済・金融情勢の激変、原油・銅地金その他資源価格および為替の大幅な変動、大地震の発生等、JXグループの企業価値を損ねるおそれのある各種リスクを適切に識別・分析し、これに対応するための体制および規程類を整備・運用する。

(3)JXグループの経営に重大な影響を及ぼす危機・緊急事態が発生した場合に備え、これらの情報を適切に伝達・管理し、損害の発生・拡大を防止するための体制および規程類を整備・運用する。

4. 取締役および使用人(従業員)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)「組織・権限規程」において機構、職制、業務分掌ならびに職能別・職制別の決裁事項および決裁権限を定め、効率的に職務を執行する。

(2)取締役会決議事項については、原則として事前に社長決裁を経るものとする。また、社長決裁に当たっては、その協議機関として経営会議を設置し、当社および中核事業会社(JX日鉱日石エネルギー、JX日鉱日石開発およびJX日鉱日石金属の各社)の経営陣による集団的な検討・討議を経て、適正かつ効率的な意思決定を行う。

(3)中期経営計画において向こう3年間の経営計画を定めるとともに、予算制度、目標管理制度等の経営管理制度を整備・運用する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1)「JXグループ理念」および「JXグループ行動指針」については、JXグループ各社共通の経営理念としてこれを定め、その浸透・徹底を図る。

(2)取締役会および経営会議において、グループとしての経営計画を適切に策定し、また、中核事業会社の業務執行案件について適切に意志決定するために、中核事業会社の社長を当社の非常勤取締役とするほか、必要に応じて、経営会議に中核事業会社の役員・使用人を出席させる。

(3)「取締役会規則」および「組織・権限規程」において、中核事業会社その他のグループ会社の業務執行案件のうち、当社の取締役会および経営会議において決議もしくは決裁または報告する案件を定め、適正に運用する。

(4)当社と中核事業会社その他のグループ会社の使命・目的、基本的役割、意思決定の権限体系等、グループ運営に関する基本的な事項を「JXグループ運営規程」において定めるとともに、JXグループ全体に適用されるべき規程類を整備・運用し、これら規程類のグループ各社における共有および遵守の徹底を図る。

(5)法令、規程類等の教育・周知、法令遵守状況の点検、内部通報等のコンプライアンスに関する制度については、グループ各社の事業特性を勘案しつつ、中核事業会社その他のグループ会社を包含したものとこれを整備・運用する。

(6)JXグループ内部統制会議およびJXグループ内部統制委員会において、グループとしての内部統制システムの整備・運用状況を確認するとともに、必要に応じて不備への対応について協議することにより、中核事業会社その他のグループ会社におけるコンプライアンス体制、リスク管理体制、効率的な業務執行体制その他の内部統制システムを適切に整備・運用する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役会が定めた監査基準および監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行および監査環境の整備に協力する。

(2)監査役が経営会議等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるように必要な措置を講ずるほか、監査役の求めた事項について、当社および中核事業会社その他のグループ会社が適切に報告をするための体制を整備・運用する。

(3)当社または中核事業会社その他のグループ会社において、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、会社に著しい損害を与えるおそ

れのある事実等を発見したときに、直ちに監査役に当該事実等を報告するための体制を整備・運用する。

(4) 監査役への報告、内部通報制度の利用その他の適正な方法によって会社に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないようにするために、こうした取扱いを禁止する旨を関係する規程類に明記することなど、必要な体制を整備・運用する。

(5) 代表取締役その他の経営陣が監査役と適宜会合をもち、JXグループの経営課題等について意見交換を行う。

(6) 内部監査を担う監査部が監査役と緊密な連携を保つよう努める。

(7) 執行部門から独立した組織として、監査役事務室を設置し、専任の従業員が監査役の職務を補助する。また、監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の評価、異動等の人事処遇は、常勤監査役との事前の協議を経て、これを決定する。

(8) 監査役の職務の執行にかかる費用または債務については、会社法第388条の規定により、監査役からの請求に基づき、当社が適切にこれを負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの整備・運用に関する基本方針」において、「反社会的勢力との関係を遮断するため、JXグループ全体の基本方針を定め、これに基づき、JXグループ各社において業務実態に応じた規程類を整備・運用し、その遵守を徹底する。」旨を定めており、これに基づき制定した「反社会的勢力との関係遮断のためのJXグループ基本方針」及び「JXグループ反社会的勢力対応基本規程」の下で、JXグループ全体として反社会的勢力との関係遮断に取り組んでおります。

Vその他

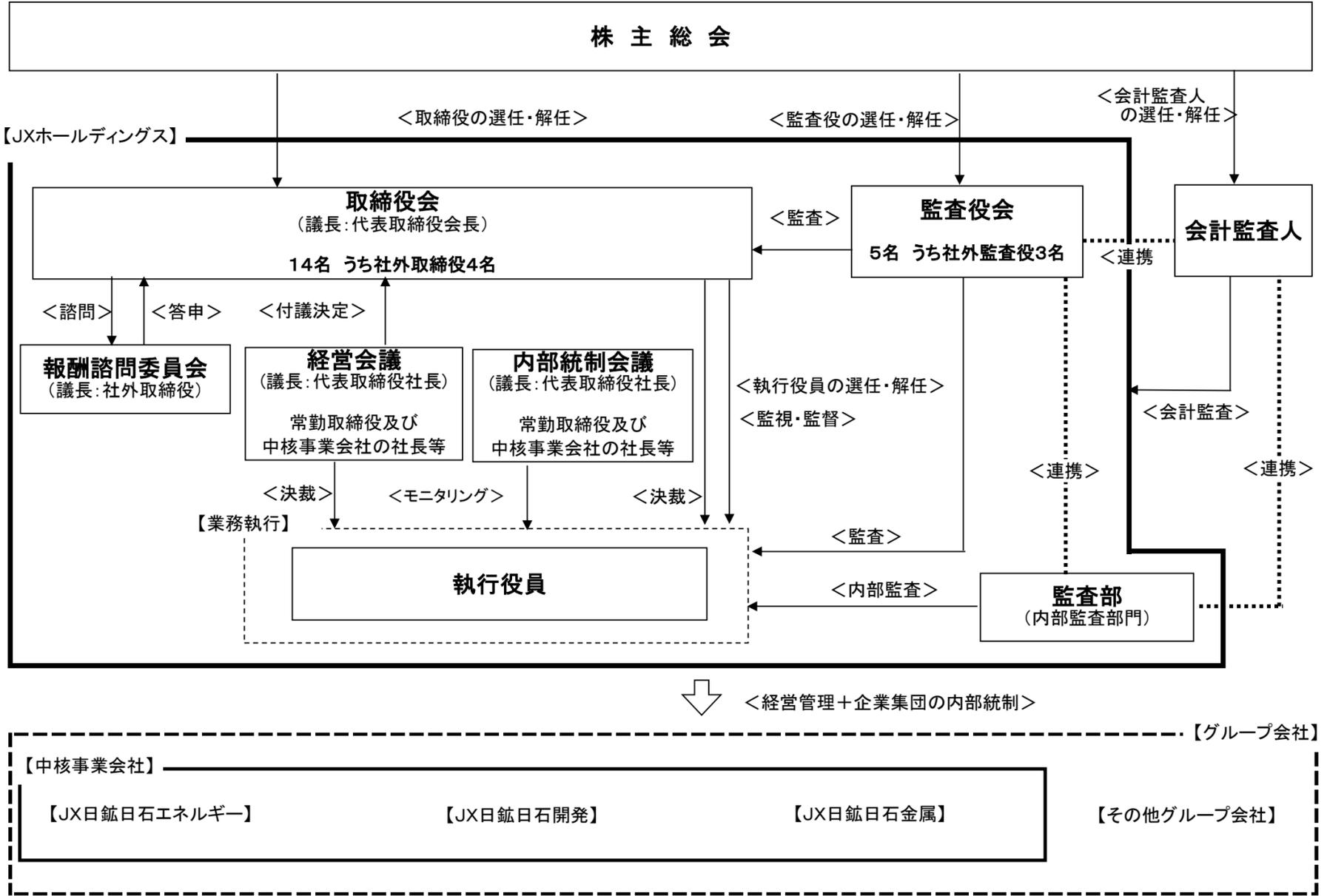
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 なし

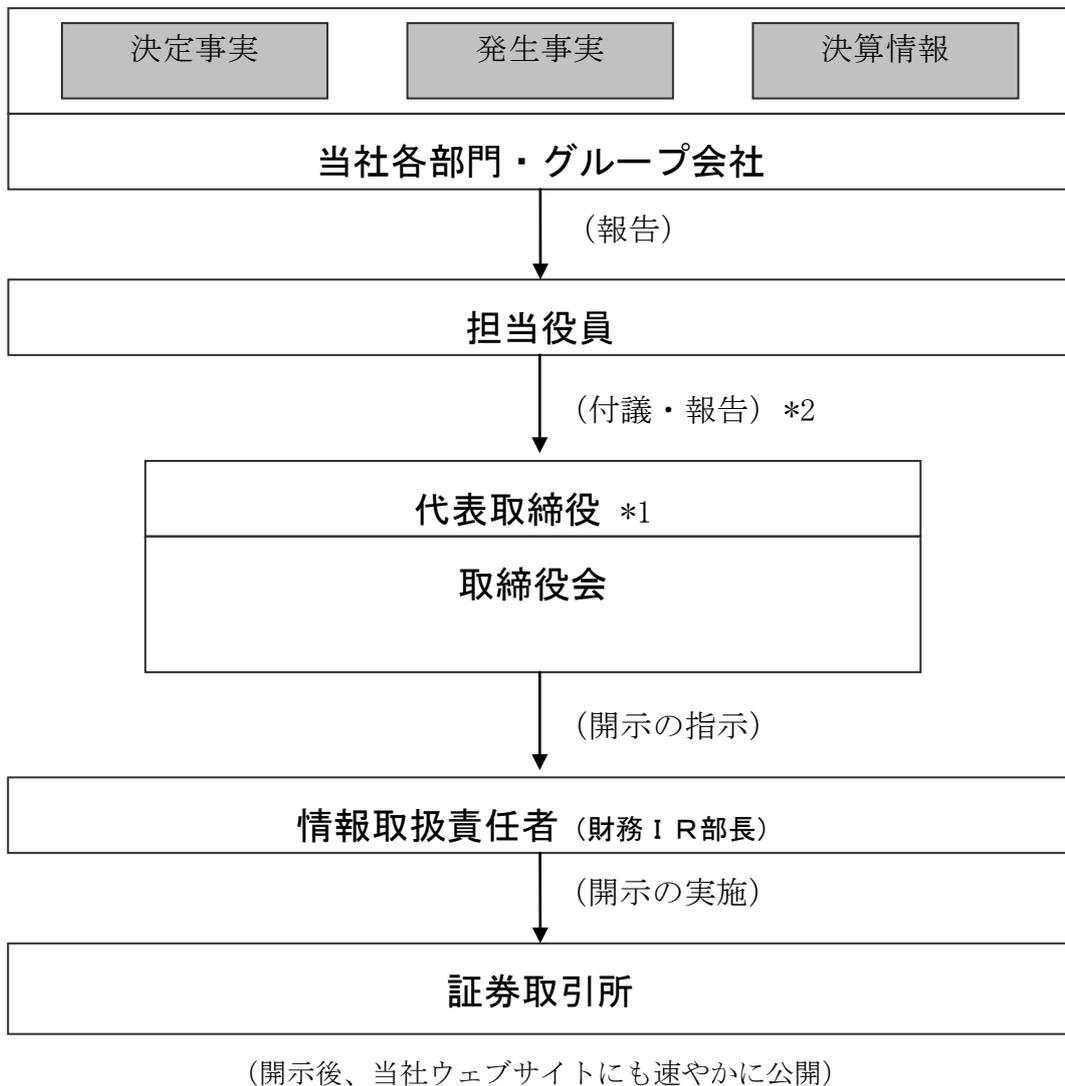
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

JXグループのコーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制の概要



*1 緊急を要する発生事実に関する情報は、代表取締役の判断により、取締役会への報告を得ずに開示することができる。

*2 適時開示の要否は、担当役員、総務部長、法務部長、経理部長、情報取扱責任者（財務 I R 部長）および関係部室長の協議により、判定する。